07年3月議会一般質問

3月13日 日本共産党 小手川 恵

環境行政

1、 アスベスト対策について。

1月中旬、「3階建てビルの1階部分を改造しているが、天井部分にアスベストが 吹き付けられているようだ」という情報が寄せられました。現地にかけつけると、 確かに工事が進められており、1階天井部分はそのままに壁などが取り払われてい ました。作業をしている方たちはマスクもつけていませんし、防護シートもはって いません。労働基準監督署と環境対策課への通報をそれぞれ行い2つの行政機関が 立ち入って初めて防護シートがはられましたが、工事はもう、終盤でありました。 アスベストが吹き付けられている天井は露出していなかったものの、最後になって ベニヤ板がはられました。この対策は「囲い込み工法」だというのです。しかし、 納得いきません。囲い込み工法であれば、真っ先に天井にベニヤをはり、アスベス トが飛散しないように対策を取り、それから壁の取り壊しなどにかかるべきであり、 改造工事の過程で、一部は露出しており、振動などにより、アスベストは飛散して いる可能性はきわめて高いと思います。建物の持ち主に、重大な責任があります。 私は、持ち主を特定するために、登記簿を取り寄せ、驚きました。政治家の名前が 記されていたからです。平成17年、9月議会では、わが党の広次議員を始めとす る3人が、12月議会では1名の議員がアスベスト対策について取り上げています。 政治家として当然問題意識を持っていたはずです。さらに、大分市も、国からの通 達に基づき、これまで、昭和 31 年~平成元年までに建設された 500 m²の建築物 3146 棟の所有者に調査書を発送し、2826 棟分の回答を得ています。しかし、3 度にわたる調査書の送付に対して、このビルの所有者である政治家からは未だに回答がないということも判明しました。政治家としての資質が問われます。

アスベストは、「静かな時限爆弾」と言われておりいったん体内に入ればいつ爆発し、中皮種がんを発病するか分からない物質だと言うことは多くの方の知るところです。アスベストを使った建物が今後解体される時期にきていることから、その建物の把握、そして解体時の指導が重要になります。

そこで質問ですが、

- 1 飛散対策をとらずに、解体、改造の事例は、これまで何件あったのか。
- 2 露出してアスベストの吹きつけがなされている建物の数のうち、除去を指導しているが まだ対応できていない建物の数とその理由の把握について。また、調査に対し回答を寄 せていない、320棟についての今後の対策について。
- 3 放置してきたアスベストの調査、除去などに多額の経費がかかるため、経済的な理由で除去が困難な事例も考えられるため、必要に応じて調査や除去に対する助成事業を行うべきではないか。また、なによりも、これまで、この問題を放置してきた国や関係企業に多大な責任があります。国や関係企業に抜本的な支援策をとるよう求めることを要望しておきます。

2、 野津原舟平産業廃棄物最終処分場について

平成17年1月の合併で、県が指導監督していた野津原舟平産業廃棄物最終処分 場の管理監督が大分市に移管され、私が2年間所属していた厚生常任委員会では、

毎回、担当課から指導経過が報告され、議論を重ねてきました。安定型なのに、な ぜ出るはずのない汚水の処理をしなければならなのか、なぜその汚水のCOD, B OD濃度が基準値を超えているのか、なぜ、硫化水素ガスがでるのか、・・・これら のすべての原因は届け出どおりの廃棄物の埋め立てではなかったからです。そして、 大分県が指導監督責任を十分果たして来なかったからです。私は、違反廃棄物が埋 められた問題あるこの処分場の指導監督については毅然たる態度で望むよう委員会 で厳しく求めてきました。また、対応については、当初から自主的に監視活動を続 けてきた地元住民の意見を取り入れ慎重に協議し指導を行うよう要求してまいりま した。担当課は、地元住民の意見に耳を傾け、説明会の開催を行うと共に、現地に 頻繁に足を運んでいます。また、産廃の展開検査や県外産廃搬入業者の自治体への 訪問・協力要請などを実施しています。地元関係者からは、「市は、監督・指導・点 検業務を誠実に果たしており、安堵している。これは言い換えると大分市の業務執 行が当然であり、大分県が業務責任をほとんど果たしていなかったことになる」と いう声が届いています。

そこで、質問に入りますが、

- 1、現在、埋めたてられている違反物の除去作業を実施するとしているが本当に可能なのか?処分場内の土堰堤はコンクリートで固められているが亀裂が入っており、安全性が担保されているとは言いがたい。また、安全対策のために高さ 13 メートルのコンクリートの堰堤を新たに設置しているが、これで安全対策は十分といえるのか。
 - 2、 この 2 年間、市がおこなったあらゆる調査や対策は、そのほとんどが県の管理

監督時代に行われた違反物の埋め立てが原因であり、県の責任が問われるところである。県に対し応分の経費負担を申し出るべきではないか。

- 3、 平成 17 年 4 月に、大分県産業廃棄物の適正処理に関する条例及び大分県産業 廃棄物税条例の制定前後、県外廃棄物の受け入れ業者数や持込量はどのように 変化したのか、明らかにすると共にその原因について、市の考え方を示してく ださい。
- 4、 野津原福宗地区に新規の管理型産廃場計画が浮上していると聞いているが、大 分市民の飲料水の取水口の上流に造らせるべきではないと考えるが見解を求め る。

3、 サーベイランス調査結果について

新日鉄のばいじん公害に不安をもつ背後地住民の声をもとに、わが党は、これまで度々健康調査を要求してまいりました。平成16年、市は国が行う、サーベイランス調査事業の受託をするという新たな提案がなされました。私たちは、取り組むことそのものは評価してきましたが、この調査は大分市全体的なものであり、背後地住民の健康被害調査にはなりえないことを指摘してまいりました。サーベイランス調査結果が12月末に出されましたが、私どもの指摘どおりの結果ではなかったでしょうか。市のサーベイランス調査結果に対する見解を求めます。なお、改めて、市独自の背後地住民の健康調査を要求します。2点についての見解を求めます。

下水道行政 下水管老朽化に伴う改善について

平成15年、9月議会で、私は、台風時、地元津留地域で公共下水に接続した世帯からトイレが逆流するという被害報告をもとに、原因究明を求める質問をいたしました。調査では、上流部の明野地区の下水管老朽化に伴い、雨水が汚水管に流入することによるものであることが明かになりました。年次計画で不明水対策事業が実施され、それは、平成17年度からわさだ地区にも拡大していると聞き及んでいます。

- ① 下水道管理施設に起因する道路陥没が年々増加したために、国土交通省は、軌道、緊急輸送道路・避難道下に敷設されており、敷設後30年経過をした下水道管理施設など、3要件に基づく調査をおこないました。担当課の説明では、調査結果は、問題なしということでありました。しかし、生活道路では過去、下水道管理施設に起因する道路陥没の件数は5件発生しています。事故には至らなかったのは幸いですが、不明水対策事業でこのような道路陥没事故を未然に防ぐことができるのであれば、更なる事業拡大をしてはどうか。
- ② 関連して、明野地区では、公共下水道敷設が一番古く、当時の設計基準係数が 現在の基準と異なるため、雨水管については能力が低いことが判明しています。 明野地区の改善計画・実施についてお示しください。

ワンコインバスの改善について

高齢者を始めとする市民世論に押され、釘宮市政が導入した、ワンコインバスは、 多くの高齢者から歓迎されました。バス乗車証所有者は12月末現在、41,552 人、 高齢者の $69 \cdot 4\%$ となっています。利用率は $44\% \sim 52\%$ であり、バス乗車証所有 者の2人に一人は毎月バスを利用していることになります。しかし、高齢者から、改善を求める声が多数寄せられています。それは、バスカードの導入により、昨年4月からバスを降りるとき3つのことをやらなければならなくなったからです。「身分証明書を見せる。バスカードを挿入する、小銭を用意し、投入する。」というこの作業は、「若い人にとってはなんでもないかもしれないけれど、私たち年寄りは苦になる」というその言葉どおり、高齢者にとっては利用しにくいものとなっています。バスカードは、バス乗車実績を検証するために1年間だけだと思っていましたが、そうではないようです。これでは釘宮市政のせっかくの制度が台無しです。身分証明書とバスカードを1本化するとか、小銭を用意しなくてもいいように、ワンコインバス用の回数乗車券バスカードを作成するなどの改善ができないのでしょうか、見解をもとめます。なお、バス路線の廃止が相次いでいます。バス路線の安易な廃止は行わないよう改めてバス会社に求めることを強く要望いたします。

学力テストについて

改悪教育基本法は、「慎重で徹底的な審議を」と願う国民の声を無視し、自民・公明が数の暴力で押し切り、06年12月15日成立させました。タウンミーティングで世論誘導をやりながら、責任の所在も明かにしないような、文部科学省に教育への無制限の介入を与えることになれば、子どもと教育の未来はとても危ういものになります。しかし、国会の論戦の中で、国家による子どもへの「愛国心」の強制は思想・良心・内心の自由を保障した憲法の違反すること。国家権力による教育内容への無制限の介入に道を開くことは憲法の諸条項が保障した教育の自由と自主性を侵すことが明かになり改悪教育基

本法は明かに憲法とは矛盾するものとなっています。憲法に依拠して教育現場を統制・ 支配する国の悪法に立ち向かう関係者の大きなエネルギーが生まれています。

さて、改悪教育基本法の具体化として真っ先に教育現場に押し付けられようとしている のが全国一斉学力テストです。

文部科学省は、4月24日、小学6年生、中学3年生200万人を対象に国語、算数(数 学)の学力テストと生活習慣などに関する質問調査を全国一斉に実施します。学力テス トは、子どもが学習したことをどれだけ理解しているのか、到達点を把握し、指導方針 を考える上で一定の目安になるものです。しかし、国がやろうとしている全国一斉学力 テストは異なります。一言で言えば、学校ごとに点数がつけられ、それが一人歩きし、 日本の学校全体子どもたち全員がランキング競争に巻き込まれていくことになるもので す。すでに、小学5年、中学2年を対象に学力テストを行い、市区ごとの平均点が公表 されている東京都では、最下位の市の子どもたちは「先生、A市って頭が悪いんでしょ う」などと、自信がもてなくなるような環境に置かれ、教育委員会は、東京都学力テス ト対策のための対策に追われるなどの状況が生まれていると聞いています。全国一斉学 カテストへの参加は各市町村教育委員会の判断とされる判決が 1976 年最高裁で出され ており愛知県犬山市教育委員会は「国の調査は、教育の場に競争原理を導入し、ゆたか な人間関係をはぐくむ土壌なくし、子ども同士や学校間、地域間に格差を生む」と不参 加を表明しています。

そこで、質問に入りますが、

1、 市教育委員会は参加する方針を打ち出していますが、学校全体が競争に追い立て られ、教育の人間的な営みを破壊する全国一斉学力テストの参加は今からでも取

- りやめるよう求めます。
- 2、 参加する場合でも、結果の公表はしないように求めます。
- 3、 子どもの氏名が記された解答用紙の集計を小学校はベネッセコーポレーションに、 中学校では NTT データに依頼することになっています。個人情報を民間企業に渡 すことになり問題です。解答用紙への氏名の記入をやめさせることが求められま す。

以上3点についての見解を求めて、1回目の質問を終わります。